

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令要綱

第一 国家公務員退職手当法施行令の一部改正

一 懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関がない場合における退職手当管理機関は、1又は2に掲げる職員の区分に応じ、1又は2に定める機関とすること。(第十六条関係)

1 内閣総理大臣 内閣総理大臣

2 各議院事務局の事務総長、裁判官、検査官又は人事官以外の職員のうち、当該職員の退職の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関がある場合における当該職員及び前号に掲げる者以外のもの 当該職員の退職の日において当該職員の占めていた職(当該職が廃止された場合にあっては、当該職に相当する職)の任命権を有する機関

二 一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする場合に勘案すべき事情は、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響とすること。(第十

七条関係)

三 一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる場合に勘案すべき事情は、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち当該処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額とすること。(第十八条関係)

四 一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分等に係る書面の様式は、総務省令で定めること。(第十九条関係)

五 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 関係政令の一部改正

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国家公務員共済組合法施行令、地方公務員等共済組合法施行令その他の関係政令について所要の規定の整備を行うこと。

第三 施行期日

この政令は、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一年四月一日)から

施行すること。